

## 鳥取県専門家活用人材育成支援補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (6月12日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

### 4. 進捗状況報告書提出 (実施日から10日以内)

○専門家による助言・指導を受けるごとに進捗状況報告書を提出いただきます。  
○事業の実施状況を確認するため、担当者が立ち会う場合があります。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には、事前に変更・中止・廃止申請書を提出し承認を売ることが必要です。事前に担当者へご相談ください。

### 5. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：専門家による助言・指導の最終回をもって事業の完了とします。

#### 【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日以内)

○最終回の実施日又は2月末日のいずれか早い方から15日以内に、実施概要及び収支決算を実績報告書として提出いただきます

○実績報告後速やかに、全体の実績(実施概要及び収支決算)について、担当者が赴き現地調査を行います。

#### ◎補助金の支払い

○現地調査から半月程度で補助金額の確定を行い、補助金の支払い額を通知します。

○確定通知後速やかに補助金の清算払を行います

#### 資料提出・問い合わせ先

商工労働部 雇用人材局 産業人材課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7224 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp